

こどもセンター 園児募集

平成16年度入園

保育園

入所対象
0歳児から5歳児まで
保育時間

1日の保育時間は8時間を標準としています。井川町の場合、月曜日から金曜日までは、午前7時40分から午後4時30分、土曜日は午前7時40分から午前11時30分までです。なお、退園時間については、希望があれば個別に相談に応じます。

保育内容
乳児保育、障害児保育なども行います。
保育料
保護者等の所得に応じて保育料は異なります。(徴収金基準額表により決まります)



幼稚園

入園対象
5歳児 平成10年4月2日～11年4月1日生
4歳児 平成11年4月2日～12年4月1日生
5歳児対象で、現在幼稚園に入園している方は、入園手続きの必要はありません。
保育時間

1日の保育時間は4時間を標準としております。
月～金曜日の午前7時40分から午後1時15分までで、延長保育は行いません。
保育料
保育料 月額7,000円
給食費 月額3,500円程度
受付(保育園・幼稚園共通)

11月27日(木)午前10時から午後3時まで、農村環境改善センター(二階)農業研修室で受け付けします。保育園を希望される方は「入所申請書」「就労・内職証明書」などの必要な書類を提出してください。幼稚園は緑色の申込用紙です。第三子の場合には証明書(戸籍謄本)を添付してください。継続入所の方は、戸籍謄本は必要ありません。

詳しくは、町教育委員会まで
(874)4424
有線4538

特殊勤務手当(支給されている職員は次のとおりです。)

	支給職員数	全職員に占める割合	一人当平均支給年額
町税事務従事者	6	6.2%	12,000円
診療所職員	9	9.3%	204,624円

診療所職員には医師も含まれています。診療所の特殊勤務手当には患者調整手当、往診手当、レントゲン手当、夜勤手当が含まれます。

時間外手当(平成14年度分)

支給総額	7,310,447円
職員一人当たり支給年額	86,005円

扶養手当・住居手当・通勤手当(平成14年4月1日)

手当名	区分	支給額
扶養手当	配偶者 扶養親族でない 配偶者がいる場合、	1人につき 6,500円
		2人目から 6,000円
	配偶者がいない場合、	1人につき 11,000円
		2人目から 6,000円
	その他の分(3人目から)	5,000円
住居手当	借家の場合の支給限度額	27,000円
	持ち家の場合の支給額 (新築から5年までは)	1,000円 2,500円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額	50,000円
	自動車等利用の場合の支給限度額	20,900円

8 特別職の給料等の状況

区分	給与(報酬)月額	区分	給与(報酬)月額	期末手当
町長	835,000円	議長	280,000円	6月期 1.7月分
助役	630,000円	副議長	250,000円	12月期 1.8月分
収入役	590,000円	議員	235,000円	
教育長	550,000円			計 3.5月分

9 部門別の職員数

区分	職員数	対前年度比		
		平成14年度	平成15年度	
一般行政部門				
議会	2	2		
総務企画	19	19		
税務	5	5		
民生	16	15	-1	
衛生	8	8		
農林	8	8		
商工	1	1		
土木	4	3	-1	
特別部門				
教育	16	15	-1	
普通会計	79	76	-3	
企業会計				
診療所	10	10		
水道	4	4		
下水道	1	2	+1	
その他	4	4		
小計	19	20	+1	
合計	98	96	-2	

職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時、非常勤職員を除いています。



井川町職員

給与状況等の お知らせ

4 初任給

(平成15年4月1日)

区分	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	171,500円
	短大卒	149,200円
	高校卒	139,500円

5 経験年数別平均給料月額

一般行政職	高校卒	経験年数10年～15年	201,433円
		経験年数15年～20年	238,700円
		経験年数20年～25年	279,180円

6 一般行政職の級別職員数

(平成15年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	0	0.0%
2級	主事	14	24.1%
3級	主任	5	8.6%
4級	主査	15	25.9%
5級	係長	8	13.8%
6級	課長補佐	7	12.1%
7級	課長	7	12.1%
8級	課長	2	3.4%
合計		58	100.0%

職員の給料表は職務に応じてわかれています。上記のものは一般行政職の職員に適用されている給料表によるものです。

7 職員手当

期末・勤勉手当(支給割合は国と同じ)

	平成14年4月1日		平成15年4月1日	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.45月分	0.6月分	1.55月分	0.7月分
12月期	1.55月分	0.55月分	1.7月分	0.7月分
3月期	0.55月分	月分	月分	月分
計	3.55月分	1.15月分	3.25月分	1.4月分

退職手当(平成15年4月1日)

	支給割合	
	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00月分	28.875月分
勤続25年	33.75月分	44.55月分
勤続30年	41.25月分	54.45月分
最高限度額	60.00月分	62.70月分

退職手当は退職したときの給料月額に上記の支給割合を乗じて支給されます。

町職員の給与の実態について、そのあらましをお知らせします。町職員の給料は国やほかの地方公共団体との均衡を考慮しながら、町議会の審議を経て条例で定められています。



1 人件費

14年度の普通会計決算、歳出に占める割合。人件費には、特別職の給料や報酬を含みます。

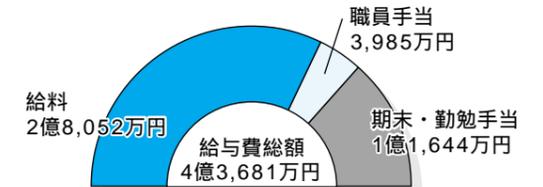


参考:平成14年度末住民基本台帳人口6,079人

2 職員給与費

(平成15年度一般会計当初予算の職員給与費)

特別職の給料、手当は含みません。職員手当には、退職手当は含みません。



一人当たりの給与費 560万円(平成14年度575万円)

3 平均給与月額・平均年齢

(平成15年4月1日)

	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
井川町	308,484円	43歳	260,575円	51歳